

評価実施手引書対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
Pi はじめに	<p>・・・</p> <p>「第2章 法科大学院認証評価の評価方法（1）－書面調査」、 「第3章 法科大学院認証評価の評価方法（2）－訪問調査」及び「第4章 評価報告書原案の作成」では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価方法等について、それぞれ記載しています。</p> <p>・・・</p>	<p>・・・</p> <p>「第2章 法科大学院認証評価の評価方法（1）－書面調査」、 「第3章 法科大学院認証評価の評価方法（2）－訪問調査」及び「第4章 <u>評価報告書結果（原案）</u>の作成」では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価方法等について、それぞれ記載しています。</p> <p>・・・</p>	<p>大学機関別認証評価等と語句の統一をはかるため、修正した。</p>
Piii 目次	<p>第4章 評価報告書原案の作成 ・・・</p> <p> I 評価報告書原案の構成及び記述内容 ・・・</p> <p> 1 認証評価結果 ・・・</p> <p> 2 章ごとの評価 ・・・</p> <p> 3 対象法科大学院の現況及び特徴、目的 ・・・</p> <p> II 評価報告書原案の取扱い ・・・</p>	<p>第4章 <u>評価報告書結果（原案）</u>の作成 ・・・</p> <p> I <u>評価報告書結果（原案）</u>の構成及び記述内容 ・・・</p> <p> 1 認証評価結果 ・・・</p> <p> 2 章ごとの評価 ・・・</p> <p> 3 対象法科大学院の現況及び特徴、目的 ・・・</p> <p> II <u>評価報告書結果（原案）</u>の取扱い ・・・</p>	
P1 III 実施時期	<p>申込年度 6～7月 ・・・</p> <p> " 9月末 ・・・</p> <p> " 11～12月 ・・・</p> <p>実施年度 6月末 対象法科大学院から自己評価書の提出締切</p> <p> " 7月～ ・・・</p> <p> " 1月末 評価結果を確定する前に対象法科大学院に通知</p> <p> " 2月下旬 対象法科大学院からの意見の申立ての受付締切</p> <p> " 3月下旬 ・・・</p>	<p>申込年度 6～7月 ・・・</p> <p> " 9月末 ・・・</p> <p> " 11～12月 ・・・</p> <p>実施年度 6月末 対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出締切</p> <p> " 7月～ ・・・</p> <p> " 1月末 評価結果を確定する前に対象法科大学院を置く大学に通知</p> <p> " 2月下旬 対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切</p> <p> " 3月下旬 ・・・</p>	<p>各種の手續については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。</p>

評価実施手引書対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P2 IV 実施体制－ 法科大学院 認証評価委 員会の役割	<p>1 法科大学院認証評価委員会 ・・・ (3) 書面調査、訪問調査等の評価作業全般を総括するとともに、評価委員会に置かれる評価部会が作成する評価報告書原案、対象法科大学院からの意見の申立てへの対応等について審議・決定します。 (4) 基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。</p>	<p>1 法科大学院認証評価委員会 ・・・ (3) 書面調査、訪問調査等の評価作業全般を総括するとともに、評価委員会に置かれる評価部会が作成する評価<u>報告書結果</u>（原案）、対象法科大学院を置く大学からの意見の申立てへの対応等について審議・決定します。 (4) 基準を満たしていないとの判断適格と認定<u>されない評価結果</u>（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。</p>	<p>大学機関別認証評価等と語句の統一をはかるため、修正した。 また、各種の手續については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。 法科大学院評価基準要綱の表記に揃えるため（基準要綱P43「2 評価の方法等の「2-3」」）、修正した。</p>
	<p>2 評価部会 (1) 評価部会は、評価委員会が決定する基本的方針に基づき、書面調査及び訪問調査を行います。また、その調査結果に基づき評価報告書原案を作成し、評価委員会に提出します。 ・・・</p>	<p>2 評価部会 (1) 評価部会は、評価委員会が決定する基本的方針に基づき、書面調査及び訪問調査を行います。また、その調査結果に基づき評価<u>報告書結果</u>（原案）を作成し、評価委員会に提出します。 ・・・</p>	<p>大学機関別認証評価等と語句の統一をはかるため、修正した。</p>
	<p>3 運営連絡会議 (1) 運営連絡会議は、各評価部会間の横断的な事項や評価報告書原案の調整等を行います。 ・・・</p>	<p>3 運営連絡会議 (1) 運営連絡会議は、各評価部会間の横断的な事項や評価<u>報告書結果</u>（原案）の調整等を行います。 ・・・</p>	

評価実施手引書対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P3～4 V 評価のプロセス	<p>1 評価部会における評価のプロセス 評価部会における評価のプロセスは、「書面調査の実施」、「訪問調査の実施」及び「評価報告書原案の作成」からなり、以下のとおり行います。</p> <p>(1) 書面調査の実施</p> <p>① 評価部会は、法科大学院から提出された自己評価書（根拠となる資料・データ等を含む。）を分析・調査することにより書面調査を実施します。</p> <p>・・・</p> <p>(3) 評価報告書原案の作成 評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価部会としての評価報告書原案を作成し、評価委員会へ提出します。</p>	<p>1 評価部会における評価のプロセス 評価部会における評価のプロセスは、「書面調査の実施」、「訪問調査の実施」及び「<u>評価報告書結果（原案）</u>」の作成」からなり、以下のとおり行います。</p> <p>(1) 書面調査の実施</p> <p>① 評価部会は、法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（根拠となる資料・データ等を含む。）を分析・調査することにより書面調査を実施します。</p> <p>・・・</p> <p>(3) <u>評価報告書結果（原案）</u>の作成 評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価部会としての<u>評価報告書結果（原案）</u>を作成し、評価委員会へ提出します。</p>	<p>大学機関別認証評価等と語句の統一をはかるため、修正した。</p> <p>また、各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。</p>
P5 評価委員会等における評価のプロセス	<p>(13番目○) ○書面調査による分析結果の審議・決定 （書面調査による分析状況として、対象法科大学院に通知）</p>	<p>(13番目○) ○書面調査による分析結果の審議・決定 （書面調査による分析状況として、対象法科大学院を置く大学に通知）</p>	<p>各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。</p>
	<p>(14番目○) ○評価報告書原案の作成</p>	<p>(14番目○) ○<u>評価報告書結果（原案）</u>の作成</p>	<p>大学機関別認証評価等と語句の統一をはかるため、修正した。</p>
	<p>(16番目○) ○評価報告書原案の整理</p>	<p>(16番目○) ○<u>評価報告書結果（原案）</u>の整理</p>	
	<p>(17番目○) ○評価報告書原案の審議・決定</p>	<p>(16番目○) ○<u>評価報告書結果（原案）</u>の審議・決定</p>	

評価実施手引書対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P5 評価委員会等における評価のプロセス	(18番目○) ○評価結果(案)として取りまとめ (対象法科大学院に通知)	(18番目○) ○評価結果(案)として取りまとめ (対象法科大学院を置く大学に通知)	各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。
	<p>基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。</p>	<p>基準を満たしていない <u>適格と認定されない評価結果(案)</u>との判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。</p>	法科大学院評価基準要綱の表記に揃えるため(基準要綱P43「2 評価の方法等」の「2-3」)、修正した。
P6 I 書面調査の実施体制及び方法等	<p>・・・</p> <p>2 書面調査の実施方法</p> <p>(1) 書面調査は、対象法科大学院から提出された自己評価書とその根拠となる資料・データ等(機構が個別に調査・収集した資料・データ等を含む。)を評価部会が分析・調査することにより行います。</p> <p>(2) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となる資料・データ等が不十分な場合は、評価委員会又は評価部会内で意見調整をした上で、機構事務局を通じて、対象法科大学院に照会や提出依頼を行います。</p> <p>・・・</p>	<p>・・・</p> <p>2 書面調査の実施方法</p> <p>(1) 書面調査は、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書とその根拠となる資料・データ等(機構が個別に調査・収集した資料・データ等を含む。)を評価部会が分析・調査することにより行います。</p> <p>(2) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となる資料・データ等が不十分な場合は、評価委員会又は評価部会内で意見調整をした上で、機構事務局を通じて、対象法科大学院を置く大学に照会や提出依頼を行います。</p> <p>・・・</p>	各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。

評価実施手引書対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P7 Ⅲ 章ごとの評価	<p>1 書面調査</p> <p>(1) 評価部会は、書面調査による評価を実施します。</p> <p>具体的には、法科大学院から提出された自己評価書の「章ごとの自己評価」について、法科大学院の目的を踏まえて、評価担当者が基準ごとに自己評価結果とその根拠となる資料・データ等（機構が個別に調査・収集した資料・データ等を含む。）により分析・調査及び判断を行い、その結果を、評価部会で取りまとめます。</p> <p>・・・</p>	<p>1 書面調査</p> <p>(1) 評価部会は、書面調査による評価を実施します。</p> <p>具体的には、<u>対象法科大学院を置く大学</u>から提出された自己評価書の「章ごとの自己評価」について、法科大学院の目的を踏まえて、評価担当者が基準ごとに自己評価結果とその根拠となる資料・データ等（機構が個別に調査・収集した資料・データ等を含む。）により分析・調査及び判断を行い、その結果を、評価部会で取りまとめます。</p> <p>・・・</p>	<p>各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。</p>
	<p>2 第1章～第10章の自己評価結果の分析</p> <p>第1章～第10章の自己評価結果の分析は、次に示す「基準ごとの分析・判断」及び「章の評価」の流れで行います。</p> <p>(1) 基準ごとの分析・判断</p> <p>① 対象法科大学院から提出された自己評価書には、基準ごとに「基準に係る状況」が記述されています。</p>	<p>2 第1章～第10章の自己評価結果の分析</p> <p>第1章～第10章の自己評価結果の分析は、次に示す「基準ごとの分析・判断」及び「章の評価」の流れで行います。</p> <p>(1) 基準ごとの分析・判断</p> <p>① <u>対象法科大学院を置く大学</u>から提出された自己評価書には、基準ごとに「基準に係る状況」が記述されています。</p>	
P9 Ⅰ 訪問調査の目的	<p>訪問調査は、書面調査では確認することのできない内容等を中心にして対象法科大学院の状況を調査するとともに、対象法科大学院にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象法科大学院との共通理解を図ることを目的とします。</p>	<p>訪問調査は、書面調査では確認することのできない内容等を中心にして対象法科大学院を<u>置く大学</u>の状況を調査するとともに、対象法科大学院にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象法科大学院を<u>置く大学</u>との共通理解を図ることを目的とします。</p>	

評価実施手引書対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P9～P10 III 訪問調査の 事前準備	<p>・・・</p> <p>3 訪問調査の実施日等の決定及び通知 訪問調査の実施日及び訪問調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象法科大学院の規模や、調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象法科大学院と協議した上で、評価部会が決定し、対象法科大学院に通知します。</p> <p>4 調査内容等の決定及び通知 評価部会は、第2章「IV 書面調査による分析結果等の作成」で記述した「書面調査による分析結果」を基に、「書面調査による分析状況」として整理します。また、訪問調査時に補足説明及び根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として整理します。 評価部会は、これら「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」及びその他調査内容を訪問調査の3週間から4週間前までに、機構事務局を通じて対象法科大学院に通知します。</p>	<p>・・・</p> <p>3 訪問調査の実施日等の決定及び通知 訪問調査の実施日及び訪問調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象法科大学院の規模や、調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象法科大学院を置く大学と協議した上で、評価部会が決定し、<u>対象法科大学院を置く大学</u>に通知します。</p> <p>4 調査内容等の決定及び通知 評価部会は、第2章「IV 書面調査による分析結果等の作成」で記述した「書面調査による分析結果」を基に、「書面調査による分析状況」として整理します。また、訪問調査時に補足説明及び根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として整理します。 評価部会は、これら「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」及びその他調査内容を訪問調査の3週間から4週間前までに、機構事務局を通じて対象法科大学院を置く大学に通知します。</p>	<p>各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。</p>

評価実施手引書対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P10 IV 訪問調査の実施方法等	1 訪問調査の実施方法 (1) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、学生、修了生等との面談や、教育現場の視察等を行います。具体的調査内容は、後述の「2 訪問調査の内容」に掲げる事項を基本としますが、対象法科大学院の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができます。また、面談、教育現場の視察等の調査時には、面談対象者や調査施設ごとに、評価担当者を数名ずつにグループ分けし、各グループが同時並行して調査を進行するなどの方法を用い、調査を効率的に実施します。 ・・・	1 訪問調査の実施方法 (1) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、学生、修了生等との面談や、教育現場の視察等を行います。具体的調査内容は、後述の「2 訪問調査の内容」に掲げる事項を基本としますが、対象法科大学院の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができます。また、面談、教育現場の視察等の調査時には、面談対象者や調査施設ごとに、評価担当者を <u>数人</u> ずつにグループ分けし、各グループが同時並行して調査を進行するなどの方法を用い、調査を効率的に実施します。 ・・・	字句を修正した。
P12 VI 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取	評価部会は、事実誤認等がないか相互確認するなど、対象法科大学院関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、訪問調査で得られた知見や根拠となる資料・データ等の調査結果を説明し、それに対する意見を聴取します。この際、対象法科大学院から新たな根拠となる資料・データ等の提出の申し出があった場合は、訪問調査終了後、1週間以内の提出であれば受け取ることができます。 ・・・	評価部会は、事実誤認等がないか相互確認するなど、対象法科大学院関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、訪問調査で得られた知見や根拠となる資料・データ等の調査結果を説明し、それに対する意見を聴取します。この際、対象法科大学院を <u>置く大学</u> から新たな根拠となる資料・データ等の提出の申し出があった場合は、訪問調査終了後、1週間以内の提出であれば受け取ることができます。 ・・・	各種の手續については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。
P12 VII 調査結果の取りまとめ	評価部会は、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、評価報告書原案を検討・作成します。	評価部会は、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、評価 <u>報告書結果</u> （ <u>原案</u> ）を検討・作成します。	大学機関別認証評価等と語句の統一をはかるため、修正した。

評価実施手引書対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P14	第4章 評価報告書原案の作成	第4章 評価報告書結果(原案)の作成	大学機関別認証評価等と語句の統一をはかるため、修正した。
P14	I 評価報告書原案の構成及び記述内容	I 評価報告書結果(原案)の構成及び記述内容	大学機関別認証評価等と語句の統一をはかるため、修正した。 また、各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。
I 評価報告書原案の構成及び記述内容	<p>評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価報告書原案を作成します。</p> <p>評価部会が作成する評価報告書原案の構成及び記述内容は、次のとおりとします。</p> <p>・・・</p> <p>3 対象法科大学院の現況及び特徴、目的 「対象法科大学院の現況及び特徴」、「目的」については、参考資料として各対象法科大学院から提出のあった自己評価書から該当部分を原則として原文のまま転載します。</p>	<p>評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価報告書結果(原案)を作成します。</p> <p>評価部会が作成する評価報告書結果(原案)の構成及び記述内容は、次のとおりとします。</p> <p>・・・</p> <p>3 対象法科大学院の現況及び特徴、目的 「対象法科大学院の現況及び特徴」、「目的」については、参考資料として各対象法科大学院を置く大学から提出のあった自己評価書から該当部分を原則として原文のまま転載します。</p>	大学機関別認証評価等と語句の統一をはかるため、修正した。 また、各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。
P15	II 評価報告書原案の取扱い	II 評価報告書結果(原案)の取扱い	大学機関別認証評価等と語句の統一をはかるため、修正した。
P15	II 評価報告書原案の取扱い	II 評価報告書結果(原案)の取扱い	大学機関別認証評価等と語句の統一をはかるため、修正した。 また、各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。 法科大学院評価基準要綱の表記に揃えるため(基準要綱P43「2 評価の方法等」の「2-3」)、修正した。
II 評価報告書原案の取扱い	<p>1 評価部会が作成する評価報告書原案は、評価委員会に提出され、評価結果(案)として取りまとめられます。評価委員会は機構事務局を通じて、評価結果を確定する前に当該法科大学院に通知します。</p> <p>2 当該法科大学院は、機構から通知された評価結果(案)・・・。</p> <p>3 評価結果(案)に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行います。なお、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、・・・。</p> <p>・・・</p>	<p>1 評価部会が作成する評価報告書結果(原案)は、評価委員会に提出され、評価結果(案)として取りまとめられます。評価委員会は機構事務局を通じて、評価結果を確定する前に当該法科大学院を置く大学に通知します。</p> <p>2 当該法科大学院を置く大学は、機構から通知された評価結果(案)・・・。</p> <p>3 評価結果(案)に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行います。なお、基準を満たしていないとの判断 <u>適格と認定されない評価結果(案)</u>に対する意見の申立てがあった場合には、・・・。</p> <p>・・・</p>	大学機関別認証評価等と語句の統一をはかるため、修正した。 また、各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。 法科大学院評価基準要綱の表記に揃えるため(基準要綱P43「2 評価の方法等」の「2-3」)、修正した。

評価実施手引書対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P17 法科大学院 認証評価の スケジュール	(左端：年度を示す区分) 申込年度 ： 実施年度	(左端：年度を示す区分) 申込 評価実施の前年度 ： 評価実施年度	評価を実施する際の年度の表記について、自己評価実施要項の表記に揃えるため（自己評価実施要項Pを置く大学5「VI評価のスケジュール」），修正した。
	(機構側のスケジュール11月～12月) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">評価報告書原案の作成</div>	(機構側のスケジュール11月～12月) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">評価報告書結果（原案）の作成</div>	大学機関別認証評価等と語句の統一をはかるため、修正した。